

2009年7月22日

株式会社 フェニックス
代表取締役 永倉 憲孝 殿

特定非営利活動法人 消費者機構日本
会長 青山 侑
理事長 品川 尚志
住所 東京都千代田区六番町15
主婦会館プラザエフ6階

申 入 れ 書

当消費者機構日本は、消費者契約に関する調査、研究、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費者団体及び研究者、弁護士、司法書士など消費者問題専門家により構成されている特定非営利活動法人です。2007年8月には消費者団体訴訟を提起しうる適格消費者団体の認定を取得しています。詳細は、添付しています資料をご参照ください。

当機構ならびに会員団体は、消費者被害の相談について多方面の情報収集を行っております。

先般、当機構に対し、貴社の契約条項についての情報が寄せられました。当機構において、同契約条項の内容について検討させていただきましたところ、民法、消費者契約法等に違反している条項及び消費者に対して誤解を招く条項があるとの結論に達しました。

そこで、貴社に対し次のとおり申入れ及び要請をします。

つきましては、本申入れ及び要請に対するご回答を、2009年8月10日までに、当方に文書にていただけますようお願いいたします。

貴社の誠実、真摯な対応を期待いたします。

なお、本件の申入れとそれに係る貴社との意見交換等の折衝結果については、一定の結論を得た段階で、貴社と当機構の間で、契約条項の是正の内容ならびに適用の範囲等について合意書締結を行いたい旨、当機構より申入れを行う場合があります。

また、申入れの内容と貴社との協議の結果、ならびに合意書を取り交わした場合はその内容等について、消費者契約法に基づいた適格消費者団体である当機構の業務規程に従って、当機構のホームページに掲示いたします。

併せて、本件申入れとその結果については法の定めにより、当機構には内閣府に報告を行う義務があり、消費者契約法39条に基づいて、内閣府のホームページに掲示される場合がありますことを申し添えます。

記

I. <差止請求事項>に関する申入れの趣旨（消費者契約法に定める不当条項と考えられるため、是正、削除を求めるものです）。

貴社の契約条項を以下の様に訂正するようお願い致します。枠囲み内は貴社の契約条項であり、その下の文書が申入れ内容です。

1 〔一般条項〕 4条について

申込金は、契約成立時に売買代金の一部の支払いに充当して下さい。万一、私の都合で申込を撤回した場合、当日であっても迷惑料（当社規定により通常少ずる額）及びその車輛にかかった費用（修理・加修費等）整備・法定費用を請求されても異議はありません。この場合申込金、中間金より相殺されても異議は有りません。不足分は現金をもって貴社に支払います。当社規定による迷惑料・・・車体本体価格の20%（車体本体価格30万円以下の場合は30%）、法定費用、車輛保管料（1500円×経過日数）

顧客が申込みを撤回した場合、契約成立前と契約成立後に分けて違約金に関する規定を適正な内容に訂正してください。

2 〔一般条項〕 5条について

自動車登録に関連して必要となる登録書類は契約後、規定期間内に遅滞なく貴社に渡します。万一、私の都合により遅滞した場合、申込撤回と判断されても異議はありません。

「万一、私の都合により遅滞した場合、申込撤回と判断されても異議はありません」との文言を削除してください。

3 〔一般条項〕 6条aについて

下取車の契約を万一私の都合により撤回した場合、査定価格が付かない車輛であっても下取車手続代行費用の返還請求は致しません。又、迷惑料やその車輛にかかった費用（修理・加修・陸送費用等）整備・法定費用を請求されても異議は有りません。同時に契約車輛の契約が不履行になることはありません。

下取車の契約を顧客が撤回した場合の違約金に関する規定を適正な内容に訂正してください。

4 〔一般条項〕 7条について

走行不明と記載された契約車輛に対し、私は納車後に如何なる事情が発生したり、計器及びメーターの改ざん、もしくは計器の交換、及び流通履歴が立証されても、貴社には一切責任を追及したり、異議申し立てなど致しません。刑事的責任、民事的責任、行政的責任等も免責と致します。

削除してください。

5 〔現金一括払約款〕 1条について

自動車の代金は、表記「支払条件」欄に基づき、中間金及び残金は記載の期日までとし、最長納車時まで遅滞なく現金をもって貴社に支払います。

万一、私の都合により遅滞した場合、申込撤回と判断されても異議はありません。

尚、貴社より記載の期日以外に支払請求があった場合は、速やかに現金をもって支払います。

第2文を「万一、私の都合により遅滞した場合、貴社から一定期間を提示されて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかったときには、売買契約を解除されても異議はありません」と訂正し、第3文を削除してください。

6〔注意事項〕1条について

改造部位、社外品の装着車輛（納車後取り付けたものも含む）に関し、それによる故障、不具合が生じてもクレーム及び、修理費等の請求はできません。

〔注意事項〕2条について

修理歴及び災害車（ひょう害、水害、消火器散布車等）については、オークション履歴の評価に基づいて記載しておりますので、見解相違によるクレーム又修復歴提示車輛については、修復の大小及び別箇所に関するクレームは一切応じし兼ねますので、現車をよくご確認の上、ご購入の上でご購入下さい（口頭の説明には限度がありますのでご了承下さい）

いずれの条文も削除してください。

II. 申入れの理由

1〔一般条項〕4条について

(1) 本条項が仮に顧客が申込後契約成立前に申込を撤回した場合を意味するのであれば、まだ契約が成立しておらず顧客の債務不履行にはなりません。

そのため、貴社が顧客に請求できる金額は、契約が成立すると信頼して契約成立準備のために支出した損害、すなわち、信頼利益の範囲に限られます。

(2) 他方、顧客が、契約成立後申込を撤回した場合であれば、本条項は、違約金の定めを設けたこととなります。しかしながら、その違約金の定めは、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効となります（消費者契約法9条1号）。

(3) 従いまして、顧客が申込みを撤回した場合の本条項は、契約成立前と契約成立後に分けて、貴社に生ずる平均的な損害を超えない範囲で違約金を定める等、適正な内容に訂正してください。

2〔一般条項〕5条について

契約成立後は、契約当事者の一方が履行遅滞に陥った場合、他方当事者は、相手方に催告をし、その期間内に履行がないときでなければ債務不履行を理由に契約を解除できません（民法541条）。

にもかかわらず、顧客の自動車登録に関連して必要となる登録書類の遅滞をもって、売主である事業者が申込撤回と判断することを認めるのは、売主である事業者に一方的に契約の解除権を認めることになり、民法の適用による場合に比し、消費者の義務を加重するものであり、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」ものであり、消費者契約法10条により「無効」とされます。

従いまして、「万一、私の都合により遅滞した場合、申込撤回と判断されても異議はありません」との文言を削除してください。

3〔一般条項〕6条aについて

顧客が下取契約成立後に撤回した場合の本条項は、違約金の定めを設けたこととなります。しかしながら、その違約金の定めは、「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効となります（消費者契約法9条1号）。

従いまして、下取者の契約を顧客が撤回した場合の違約金に関する規定を、適正な内容に訂正し

てください。

4〔一般条項〕7条について

- (1) 中古車においてメーターの改ざんがなされていた場合には、メーターの改ざんは「隠れた瑕疵」(民法570条)に該当します。この場合、買主は、メーターの改ざんを知ってから1年間は、売主に瑕疵担保責任を追及でき、契約を解除することができます。

そして、瑕疵担保責任に付き、事業者(売主)の責任を「全部免除する条項」は、消費者契約法8条1項5号により「無効」とされます。このことは、事業者(売主)がメーターの改ざん等の恐れがあるために契約車輛に走行不明との記載がなされていても同様です。

7条は、貴社(事業者)の責任を「全部免除」する条項です。

従いまして、7条は、消費者契約法8条1項5号により「無効」となります。

- (2) また、中古車においてメーターの改ざんがなされていた場合には、「要素に錯誤があったとき」に該当し、中古車売買契約は、「無効」となります(民法95条)。

そして、民法の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」条項は、消費者契約法10条により「無効」とされます。

7条は、貴社(事業者)の責任を認めない条項であり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものです。

従いまして、7条は、消費者契約法10条によっても「無効」となります。

- (3) 以上より、7条は、削除してください

5〔現金一括払約款〕1条について

- (1) 契約成立後は、契約当事者の一方が履行遅滞に陥った場合、他方当事者は、相手方に催告をし、その期間内に履行がないときでなければ債務不履行を理由に契約を解除できません(民法541条)。

にもかかわらず、顧客の自動車代金の支払いの遅滞をもって、売主である事業者が申込撤回と判断することを認めるのは、売主である事業者に一方的に契約の解除権を認めることになり、民法541条適用による場合に比し、消費者の義務を加重するものであり、「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」ものであり、消費者契約法10条により「無効」とされます。

従いまして、「万一、私の都合により遅滞した場合、貴社からから一定期間を提示されて催告を受けたにもかかわらず、その期間内に支払いをしなかった場合には、売買契約を解除されても異議はありません」との表現に訂正してください。

- (2) そして、第3文が、顧客が支払いを遅滞した場合の条項であれば、第2文をかかえる表現に訂正した場合、第3文は不要となります。

- (3) 他方、第3文が、顧客が支払いを遅滞した場合のみならず、いつでも、業者が支払期日を変更出来ることを意味するのであれば、契約成立後は、契約の内容を一方当事者のみの都合で変更することはできません。

従いまして、第3文の記載を削除してください。

6〔注意事項〕1条、2条について

中古車は、売買契約時の状態から見て、「隠れた瑕疵」が存する場合には、買主は、「隠れた瑕疵」を知ってから1年間は、売主に瑕疵担保責任を追及できます。

そして、瑕疵担保責任に付き、事業者（売主）の責任を「全部免除する条項」は、消費者契約法8条1項5号により「無効」とされます。このことは、改造部位や社外品の装着がなされていた場合及びオークション履歴の評価に基づいて修復歴・災害車の記載がなされ、消費者（買主）が現車を確認していても同様です。

そして、1条、2条は、貴社（事業者）の責任を「全部免除」する条項であり、消費者契約法8条1項5号により「無効」となります。

また、2条は、「事実と異なることを告げること」（消費者契約法4条1項1号）に該当する恐れがあります。消費者契約法4条1項1号は、事業者（売主）が事実と異なることを知らない場合にも適用されます。

従いまして、1条及び2条は、削除してください。

Ⅲ. <是正要望事項>に関する申し入れの趣旨

1 〔一般条項〕 2条について

貴社にて万一私の契約に応ずることができないと判断された場合は、これについて一切異議を申し述べません。この場合、お渡ししてある申込金は、そのままお返し下さい。

〔一般条項〕 3条について

契約は、この契約書に基づき私が申込金を支払いした時点、又は提携ローン契約用紙に捺印時点で成立するものとします。

第2条と第3条は矛盾する規定となっているので整理して下さい。

また、「又は提携ローン契約用紙に捺印時点で成立するものとします」との規定を「又はクレジットで購入する場合、信販会社の契約書に定められている日に契約が成立するものとします」に修正して下さい。

2 〔一般条項〕 6条柱書について

契約車輛と下取車は別契約の取扱いとし、契約成立と同時に下取車の所有の権利は貴社に渡るものとし貴社以外に譲渡、転売しないことを確約します。

「契約車輛の契約が何らかの理由により解除、取消又は無効になった場合には、下取車に関する契約も、解除、取消又は無効となります。なお、下取車の所有権は、私が契約車輛を受け取り、下取車を貴社に引き渡した時に移転します。」と訂正してください。

3 〔一般条項〕 6条dについて

下取車に抵当権、貸借権などなんらかの権利の設定がないことはもちろん、公租公課の滞納など一切の負担がないことを保証すると共に、万一、第3者から異議・費用負担など貴社に不利益となる申し出があるときは、すべて私の責任において処理し、貴社に迷惑をかけません。同時に、貴社より迷惑料の請求があった場合は、速やかに現金をもって支払います。

第2文の「迷惑料」は、どのような場合に消費者に発生するのか、その趣旨について具体的に明文化して下さい。

4 〔注意事項〕 6条について

広告と現車が異なる場合には、現車優先であることを承諾いたします。

削除してください。

IV. 申入れの理由

1 〔一般条項〕 2条について

第2条は、契約成立前の規定なのか、契約成立後の規定なのかが不明確です。仮に契約前とすると第3条との関連で第2文は不要となりますし、契約後とすると、契約当事者は一方的に解除できませんので第2条は成立しないこととなります。

したがって双方の条文の矛盾を解消するにあたっては、「契約の成立時期」、「申込金の定義（効力）」をあらためて明確にした上で、双方からの契約成立前と契約成立後の解除の規定を整理することが必要です。

〔一般条項〕 3条について

3条の「又は提携ローン契約用紙に捺印時点に成立するものとします」との規定は、提携ローン契約に申し込んだとしても、審査等の結果によっては必ずしも契約が成立するとは限りません。したがって申し込みの捺印時点ではなく、「又はクレジットで購入する場合、信販会社の契約書に定められている日に契約が成立するものとします」に修正して下さい。

2 〔一般条項〕 6条柱書について

(1) 顧客が自動車を購入する際に自己が所有していた自動車を下取りに出すのは、新たに自動車を購入するために手持ちの自動車が不要となり、かつ、新たに購入する自動車の購入代金の一部に充当するためです。

とすれば、何らかの理由で業者と顧客との自動車売買契約が解除、取消又は無効となった場合（顧客が自動車を購入しないこととなった場合）、顧客が所有していた自動車の下取りも中止となると考えるのが、社会通念に合致します。

このことは、貴社の売買契約書に、自動車を購入する契約と下取車についての契約が同じ紙面に記載されていることから伺えます。

従いまして、契約車輛の契約と下取車に関する契約は、不可分一体と言えます。

よって、「契約車輛の契約が何らかの理由により解除、取消又は無効になった場合には、下取車に関する契約も、解除、取消又は無効となります。」と訂正して下さい。

こう解したとしても、顧客の都合で契約車輛の契約及び下取車の契約を撤回した場合は、貴社が適正な内容の損害賠償（迷惑料）を受けることが出来、貴社に一方的に不都合にはなりません。

(2) また、売買契約においては、目的物の所有権は、売買代金と引き換えに買主に移転するのが通常です。そして、下取車について契約においては、売買代金は新たに購入する自動車代金に充当されるので、契約車輛を受け取ったときに下取車の売買代金の支払いを受けたと同視できます。

とすると、下取車の所有権は、顧客が契約車輛を受け取ったときに移転すると考えるのが妥当です。

このことは、顧客が新たに自動車を購入するために手持ちの自動車が不要となるので下取りに出すことにも合致します。

従いまして、「下取車の所有権は、私が契約車輛を受け取り、下取車を貴社に引き渡した時に移転します。」と訂正して下さい。

3 〔一般条項〕 6条dについて

本条項では迷惑料の趣旨が不明ですので、どのような場合に迷惑料が発生するのか明確にされることが必要です。もし仮に損害が発生していなくても請求するという趣旨なら、民法第415条およ

び第 416 条の適用による場合に比し、消費者の義務を加重し、「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」ものであり、消費者契約法第 10 条に該当し、無効と考えられます。

4〔注意事項〕 6条について

広告は、業者（売主）が買主を勧誘するためになすものであり、そこに現車と異なる記載がある場合、消費者（買主）を騙す行為となり、詐欺（民法 9 6 条）に該当する可能性があります。従いまして、6 条は、削除してください。

以上

<本件に関わるお問い合わせ>

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階

TEL. 03-5212-3066

適格消費者団体・特定非営利活動法人 消費者機構日本
理事・事務局長 磯辺 浩一